

## パートナー訪問介護トライアル事業補助対象事業者募集要項

### 1 目的

パートナー訪問介護トライアル事業（以下「本事業」という。）は、地域の複数の訪問介護事業所が連携し、共同でサービス提供する仕組みの実現可能性を検証することを通じて、地域における持続可能なサービス提供の在り方を検討し、国への制度改正の提言等本格実施への道筋をつけることを目的とする。

### 2 事業内容

- (1) 地域の中核的な訪問介護事業所が利用者の「パートナー事業所」となり、中心となって利用者を支えつつ、不足する訪問サービスを地域の小規模事業所（以下「アシスト事業所」という。）に委託し、協力してサービスを提供する仕組みを試行実施する。なお、「パートナー事業所」と「アシスト事業所」の運営法人で構成され、地域の利用者に対して共同でサービスを提供する複数の訪問介護事業者のグループを「訪問介護事業者のネットワーク」と定義する。
- (2) 訪問介護事業者のネットワークの代表となり、「パートナー事業所」を運営する法人又はネットワークの管理・運営等を行う法人に対して、都は、予算の範囲内でその取組に係る費用を補助する。
- (3) 都は、これらの取組の過程や成果をもって、利用者に対して複数事業所でサービスを提供する仕組みの検討を行う。

### 3 募集対象者

東京都内で訪問介護サービス事業所を運営する複数の法人により構成される「訪問介護事業者のネットワーク体」の代表となる法人又はネットワーク体の管理・運営等を行う法人。

なお、次の各号のいずれかに該当者については、本事業の対象としない（ネットワーク体を構成する法人についても同様に適用するものとする。）。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

#### 4 募集実施期間

令和8年4月30日から令和8年5月29日

#### 5 補助基準額

1 ネットワーク150万円（上限額）とする。  
詳細は交付要綱を確認すること。

#### 6 採択予定事業者数

最大3ネットワークとする。

#### 7 応募

下記担当にてメールにて応募書類をデータ添付にて提出すること。  
提出先：東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護人材担当  
メールアドレス：S1140602@section.metro.tokyo.jp

#### 8 審査手順

##### (1) 審査手順

応募内容を基に、パートナー訪問介護トライアル事業補助対象事業者審査委員会が審査を行い、採択する事業所を決定する。

##### (2) 審査の観点

- ア 補助事業者の適格性
- イ 事業の目的・趣旨/事業内容の理解/取組への意欲
- ウ ネットワークの構成及び連携体制
- エ 事業計画の妥当性・具体性
- オ 事業計画の実現可能性・検証性

##### (3) 審査結果

パートナー訪問介護トライアル事業補助対象事業者審査委員会が選定を行ったのち、結果を通知する。

#### 9 問合せ先

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護人材担当  
メールアドレス：S1140602@section.metro.tokyo.jp